

令和3年度志木市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年9月8日策定

1. 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、方針を策定する。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3. 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4. 調達方針の推進

競争性及び透明性の確保に留意するとともに、志木市契約規則（昭和51年4月1日規則第10号）第21条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給可能な物品等については、共生社会推進課から

各機関へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

5. 調達目標

令和3年度の調達目標を、次のとおり定める。

調達の目標額 300万円以上

6. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅延なく調達の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、福祉部共生社会推進課とし、趣旨を鑑み、発注協議を取りまとめる行政管理課と連携することとする。